

國幣小社菅生石毅神社由緒記

特249

301



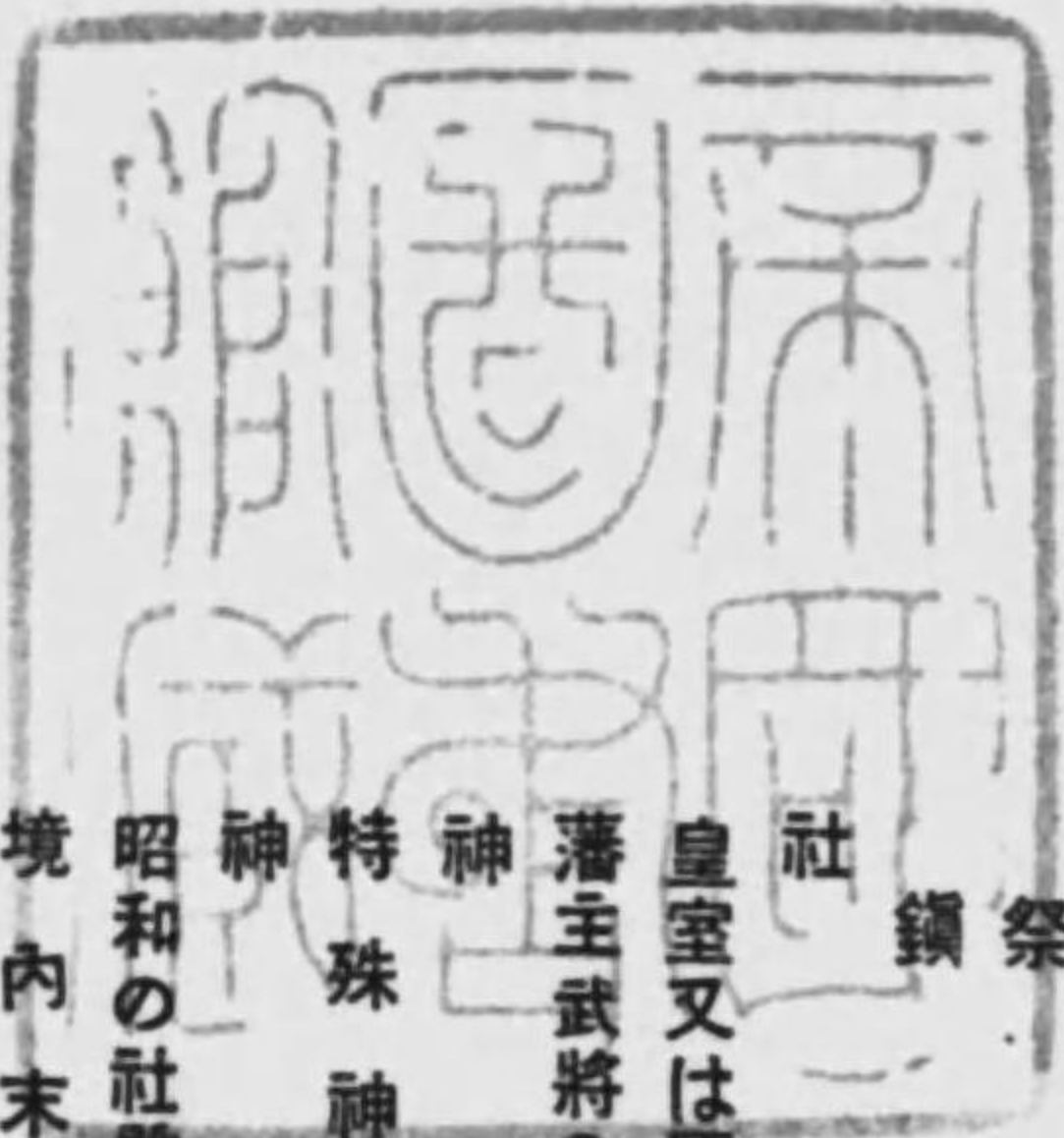
38  
55



始



49  
01



寫真	.....	一
祭神並に鎮座	.....	一
神座	.....	二
社號	.....	三
皇室又は國家の崇敬	.....	三
藩主武將の崇敬	.....	四
神德	.....	五
特殊神事	.....	六
神域	.....	八
昭和の社殿造營	.....	八
境内末社	.....	九
寶物	.....	九
社例特殊信仰など	.....	一〇

目 録



國幣小社菅生石部神社  
 今般社殿改築、趣  
 被 聞食  
 思召ヲ以テ金壹封  
 下賜候事  
 昭和十三年一月六日  
 宮内省

書汰沙御賜下金帛内御



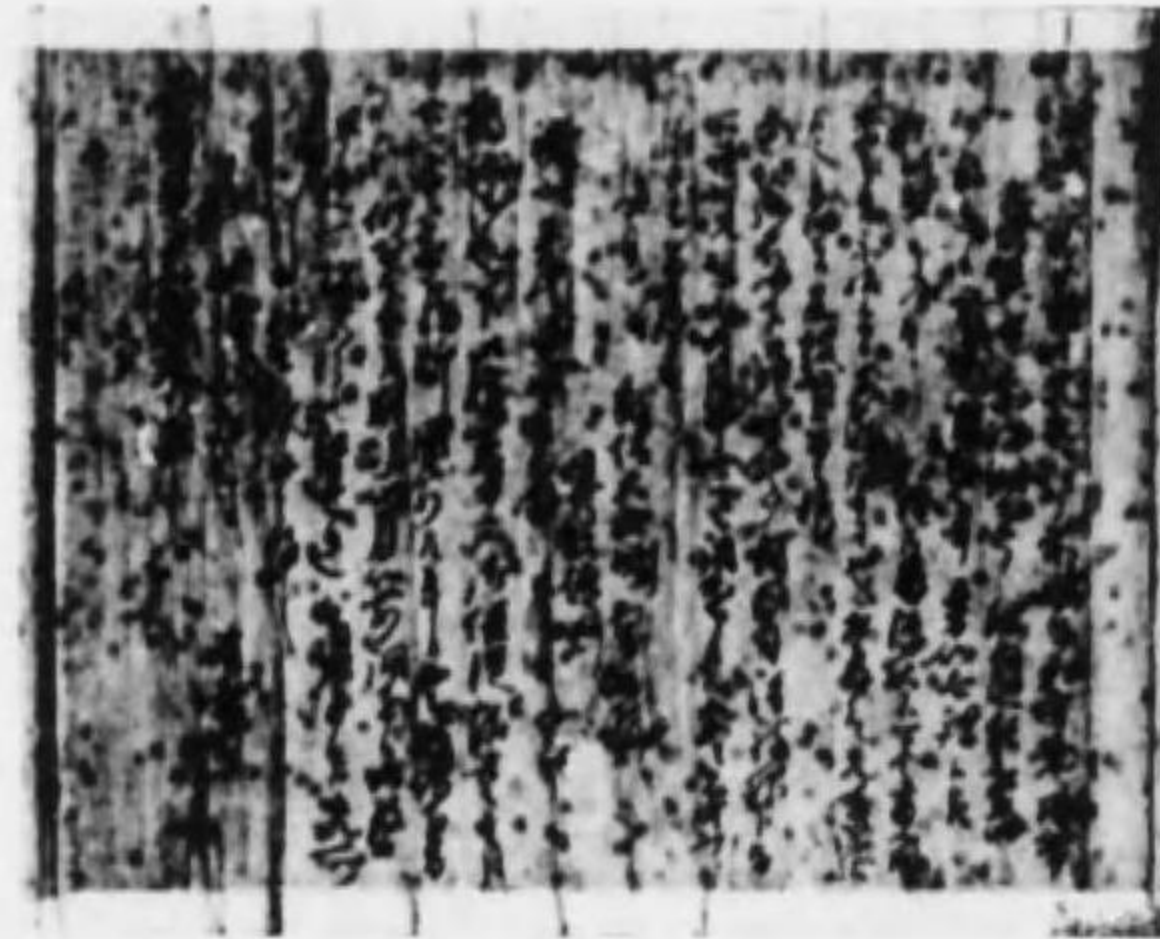
殿 拜



頭 社



書文上獻守禰祈產安御 子皇皇天院西後



書文祭入居



(事神式古祭例) 事神願御 日十月二

後西院天皇皇子御安産  
祈禱守献上文書

追啓父卿依取給從下官心得候而可申達候旨候也

如例安産之御守被遣借候今且卯刻若宮御降誕之御事候依而御守令返納候禮平安之御事毎度御守之奇特御感悅不斜候猶可被抽懇情候不宣

六月八日

共 方

追而父卿取給之中候間從下官宣ト申候旨仍早

々如斯候也

雜事賀文早々勸進候目出受納之事ニ候猶以可被執行御新念候不宣

六月八日

共 方

居入祭文書

住古之例候修文永八年前國司相率命國務大藏丞

□致調進候然而巡紀相當後年ヨリ宣下之事切々

年旁以無調進候此條申入□雖可進陳狀候可令言

上關東之旨示給候間若遲引事モヤト相存卒先進

陳狀候也委細者見後狀候恐々謹言

管社御衣以下御神寶納事自國司雖被仰下旨所詮

任先規來六月中可令調進候也更ニ不可有懈怠候

恐々謹言

散位大江判相判

四月十八日

目代法橋判相判

當社御衣以下御神寶事以御催促謹重去月廿一日

令飛脚國前候定被仰下旨候歟仍於于今者雖叶正

月以前調進候以後ヨリ早速可經營之由評定候也

於御神事者先可被致執行給御覽恐々謹言

四 月 謹上管生神官中

在 廳 等

國幣小社菅生石部神社由緒記

石川縣江沼郡大聖寺町鎮座

祭神並に鎮座

越前の國境を越えて、東に白山の靈峰を望み、加賀の平野に入るところ、大聖寺川の清流のほとりなる天神山の神奈備に、千木高知り、宮柱太敷立て、北陸道一圓鎮護の大神と鎮まり坐すは、菅生石部神社である。

祭 神

祭神は菅生石部神にまします。

社傳には天津日高日子穗々出見命・豐玉毘賣命・天津日高日子波限建鵜葺草葺不合命を齋き奉るといへり。

日子穗々出見命は天孫瓊々杵尊の御子にして、神武天皇の御祖父神にましまし、豐玉毘賣命は日子穗々出見命の御妃にて、神武天皇の御祖母神にまします。豐玉毘賣命が、海邊

の汀に鶉の羽を葺草にして産殿を造り、其の産殿の未だ葺き合へぬ間に御出生あらせ給へる御子は、鶉葺草葺不合命にして、即ち神武天皇の御父神にあたらせ給ふ。

### 鎮座

當社の御鎮座について社記に

「敏達天皇禁裏御所に御勸請御鎮祭あらせられし大神を、用明天皇の御宇、越の江沼の土俗、禮節なく、剽掠を好みて農桑を務めざりしかば、御即位元年九月當國鎮護の神として此の地に遷祀せしめ給ひ、五穀豊登萬民富饒を御立願あらせられしを創祀とす」といへり。

當北陸地方は遠く崇神天皇の御代大彥命の御巡遊ありしを始めとし、景行天皇二十五年（紀元七五五）武内宿禰をして巡察せしめ給ひしことあり、朝廷にては夙に皇化に意を注がせ給ひし地方にして、成務天皇より雄略天皇の間（紀元七九一——一一一六）江沼、賀我、羽咋、能等に國造配置され地方行政整備の緒に就きしも、越後の淳足磐船に柵を築き蝦夷に備へられしは當社鎮座より六十年餘り後年、孝德天皇（淳足一三〇七、磐船一三〇八）の頃にて、これによりても、禮節なく、剽掠を好み、農桑を務めずといへる當地方の状態を窺

ひ得られ、以つて當社御鎮祭の高き御叙慮を仰ぎ奉り、由緒の深重を思ふべきである。

### 社號

社號は往古より菅生石部神社（延喜式神明帳）と稱へ、又單に菅生神（日本紀略、平家物語、義經記）とも、石部神（舊社記）とも稱へ、中世以降民間に於ては敷地天神と申し奉れり。

### 皇室又は國家の崇敬

社記に當社夏祭の由來を記し「抑々この祭儀は、用明天皇の御宇、諸國に疫病流行せしかば、畏くも宸襟を憫まし給ひ、忌むべき災厄を攘ひ清めて、四民の安穩と、且當年の五穀豐饒とを、祈らせ給ひしに始る」といひ、又御願神事（例祭當日執行）は「天武天皇の御宇、寶祚無窮國家安泰を當社に祈らせ給ひ、治世尙ほ、亂を忘れざらしめんとの御立願により行はせられしに始る」と傳ふる如く、御創祀の御叙慮は申すも畏く、往古より朝廷の御崇敬格別にして、御鎮座後二百三十八年弘仁十四年三月越前國より加賀を割きて立國せられし時、越前國三宮より加賀國二宮となり（白山記）それより數十年後、醍醐天皇の御代に撰修せしめられし延喜式神名帳に祈年の國幣に與る社として加賀國江沼郡十一座中の一に數へ

られ、國家の宗祀として年毎に二月の祈年祭に際し幣を奉り國司の重き祭祀に與る神社と定め給へり。これよりやゝ以前、陽成天皇元慶七年十二月二十八日正五位下の神階を授け奉り給ひ(三代實錄)後、朱雀天皇天慶三年正月十五日正四位下に陞叙し給ひぬ。

又往古より正親町天皇の頃まで、毎年四月及十一月の初の午日の居入祭には勅使參向御衣神寶を奉らるゝ例にて、かく古來よりの深き由緒を思召され明治二十九年三月十九日國幣小社に列せられ勅使參向奉幣あらせられしより、神威愈々輝かせ給ひ、大正三年攝政宮殿下北陸行啓の御砌には侍從御差遣奉幣あらせられたり。

### 藩主武將の崇敬

皇室の御崇敬かくの如く深くましまししかば、古來藩主武將にして尊崇の誠を捧げしもの枚舉に遑なく、茲にその一端を誌す。

- 一、壽永二年木曾義仲加賀國能美莊寄進
- 一、至徳二年富樫昌家社殿造營寄進
- 一、應永二十年十一月二日將軍足利義持田地並山畠寄進(この祿高壹萬石と稱す)
- 一、豊臣秀吉社地寄進

一、慶長三年十月二十七日山口玄蕃頭供御米寄進(九石五斗)

一、同六年九月九日金澤藩主前田利長敷地村田地貳町を寄進し、同年本殿幣殿を造營寄進す

一、元和五年前田利常拜殿再建寄進

一、元和五年卯月十七日前田利常室年々米五百俵寄進

一、寛永十五年九月初日金澤藩主前田利常岡村田地貳町並山林壹町壹反寄進

一、元和五年前田利常社殿再建寄進

一、寛永十六年前田利治大聖寺藩主となりてよりは社殿、調度品等の修造寄進絶ゆることなく毎年七月の祭典は恒例の藩祭として藩の四民を參拜せしむ。

### 神 德

古來武運守護神と崇め奉り、又安産守護神として、後西院天皇皇子御降誕の砌御安産祈禱を嚴修し御守獻上に對し藤原共方卿より若宮御降誕毎度御守の奇特御感悅不斜御趣を通達せる文書を存するによりても其の高き御神徳を仰ぎ奉りうべく、御鎮祭の始め五穀豊登萬民富饒を祈らせ給ひ、生業を興し疫病を除きて四民の生活を厚くし實に殖産興業の守護神

として、當地方今日の隆昌を見るは偏に廣大無邊の御神徳の賜である。

六

## 特殊神事

### 一、御願神事

特殊神事として、その勇壯なること他國に類例なく、最も世に知られ、毎年二月十日の例祭に執行、前述の如く、天武天皇の御宇、御勅願により始れる神事なるを以つて御願神事と稱し、十日前より社内一切の音曲を止め社頭には「御願神事也不淨之輩不可參入」の制札を建て神事奉仕の青年は齋戒の上始めて奉仕する嚴肅なる神事である。

當日は氏子崇敬者の奉納せる數百本の青竹を六七尺に截り、拜殿前に備へ置き、祭典中神職の打ち鳴らす盤木を合圖に單衣の白衣一枚、白鉢巻、白足袋の裝の青年數十名（氏子敷地、岡兩區の青年に限らる）一齊に神門より白雪を蹴立て、馳上り、庭上の齋火（火處燒といひ、岡區辰川家古來切火役を奉仕す）をくぐり、拜殿に突入し、喊聲を上げて堆高く積まれたる何千本の太竹を次々に打ち碎く。その音響は耳も聳するばかりにて、流血積雪を朱に染めての奉仕の状は、焰々と燃ゆる齋火と共に壯絶を極む。かくて奉納の竹を悉く打碎き終るや、拜殿内より大繩を曳き出し、齋庭の雪を踏みつゝエイヤ／＼と互に曳き合

ふこと數度、社前の橋上より大繩を大聖寺川に投じて神事を終る。この大繩を曳き合ふことは舊記に御祭神日向の鵜戸の宮に於て神軍ありし御學びなりといふ。打ち割られたる神事の竹は惡事災難を除き疫病を免れ、又之れを用ふれば豐蠶なりとて參拜者何れも之をうけ歸り、大繩は之を漁具に用ひて大漁に靈驗ありと信ぜられ川下の漁民争ひて之を拜戴する習なり。

一、夏 夏越祓神事 七月二十四日  
祭疫神祭神事 七月二十五日

湯の花神事 七月二十六日

三日間に互り災厄を拂ひ、四民の安穩と當年の五穀豐饒とを祈願する神事にして、用明天皇の御宇より始ると傳へ、一般には敷地祭或は天神講と稱して、古くは藩祭に定められ、藩民擧りての參拜あり、今も年中最も賑かなる祭典である。三日間共、古例による蝶の舞を舞殿で奏し、神子は氏子内より選抜したる十歳前後の男兒に限られ、女兒は固く禁ぜられてゐる。

一、居入祭

往古より毎年四月十一月の上の午日に行はれ、當日勅使參向御衣神寶を奉らるゝ例にして、

七



延喜十年には加賀國守をして調進せしめらる可き宣下あり、文永六年國司よりの御衣神寶調進遅延謝狀の古文書を社藏するところよりしても、この祭典の如何に古く且重儀なりしかを知るべく、社記に伏見天皇より正親町天皇まで毎歲勅使參向御衣神寶を奉られしこと二十八度を記録せり。勅使參向の絶えて後、永祿の中頃よりは御幣を調へ之を神僕と共に獻備し、聖壽の萬歳と、天下泰平を祈願し、終つて御幣を御衣塚に納めたり。現今祭典は四月五日、十一月五日に執行す。

神 域

神域は實測坪數五千八百六拾八坪五合五勺あり、その大部分は敷地山又は天神山と稱せらるゝ神奈備にして、當初この山の峯に鎮まりましゝを神威餘りに強かりし爲現今のところ奉遷しまつりし由舊記に見え、今も御山よりは土器(彌生式)の出土するもの多く御鎮座の悠久を仰ぎ奉る次第なり。

昭和の社殿造營

本殿幣殿は慶長六年前田利長、拜殿は元和五年前田利常の改築にかゝるものなりしが、幾

星霜を経て、腐朽甚しく其他の建物も荒廢に歸し、神威に添ひ奉らざりしため、昭和二年造營講を設立し昭和五年以來一社全般に亙る修理新改築工事、並に境内擴張整備事業に著手し、氏子崇敬者の寄附と、内務省より各社共通金の下附を得て、工費十一萬餘圓を以つて昭和十三年八月末日本殿以下新改築工事竣工し社頭の面目全く一新するに至れり。特に本造營につきては、昭和十三年一月、畏くも特別の思召を以つて、御内帑金下賜の恩命に浴しまつり關係者一同 天恩の優渥なるに感泣し奉れり。一方本殿以下殿内の鋪設、調度、祭器具類もそれぞれ新調せられ、昭和十三年十月九日、慶長御造替以來三百五十年振にて、輪奐の美を一新したる本殿遷座の儀、翌十日奉幣の儀齋行あらせられたり。

境 内 末 社

春日社 貞觀五年八月勸請  
稻荷社 慶長十二年五月勸請  
事比羅社 同上

寶 物

國 寶 正親町天皇御宸筆紙本墨書御詠草 壹幅

右二點の國寶を始め、加賀友禪の濫觴をなす、天徳院寄進の小袖、繪畫、古面、工藝品、刀劍等貴重優秀なる寶物百餘點あり。

社例特殊信仰など

一、御本殿の御扉を開かさること

御本殿の御扉は古來如何なる祭典にも御開扉せざること、一社古傳の秘事なり。

一、御衣塚

居入祭に奉りし御衣を埋めし場所に清淨なる砂礫を敷き、或は小祠を建て標とせる所にして、明治維新前後の居入祭には此所に御幣を建てたり。以前、神社近傍に數ヶ所ありしも現在一ヶ所のみを存せり。

一、疫病(オコリ)落し祈願の事

疫病を病む者曉に鳥居の下より草履をはきかへ參拜祈願の上、うしろを振向くことな  
く女坂(東參道)を下りて歸宅すれば疫病落つと傳ふ。

一、末社稻荷社御神徳の事

聾者穴をあけし土器かわらけを奉り御扉に吊し祈願せば平癒すとて格子戸に結びし土器の絶ゆることなし。

一、鯛を供へざる事

祭神日子穗々出見命の故事に依り古來鯛を神饌に供へざる社例なり。

一、御神使の事

使者は蛇龜之二生也。龜は龍神の御眷屬、蛇は龍神の形則ち豐玉姬命の御眷屬也。蛇龜共に耳ある有り、蛇耳あるに出合ひたる時は三足後へ退き腰を折り禮をなし通るべきなり。二生を殺す事勿れ。海神の御眷屬なれば申すもおろかおろそかにすまじき事也。若し蛇龜の二生を食せば一生諸願満足なし、と舊記に傳ふ。

一、富樫かくれ道の事

昔富樫の先祖、宮地のほとりに來掛かりしに、その馬立ちすくみて進み得ざりしを、我領内に坐す神の我に咎めあることなし馬にこそ咎めあるならめ、とて、馬の首を切り拜殿に投げ込みしより、富樫一族末々迄社前の通行かなはず、遂に山の後の小徑を道路とせしかば、後世これを富樫のかくれ道といひ、神威を畏みまつれり。

昭和十三年九月廿五日印刷  
昭和十三年十月三日發行

石川縣大聖寺町  
發行所 國幣小社菅生石部神社々務所

石川縣大聖寺町敷地町十八番地  
發行者 中村春雄

金澤市高岡町九十番地  
印刷者 高橋覺吉

金澤市高岡町九十番地  
印刷所 明治印刷株式會社

終

